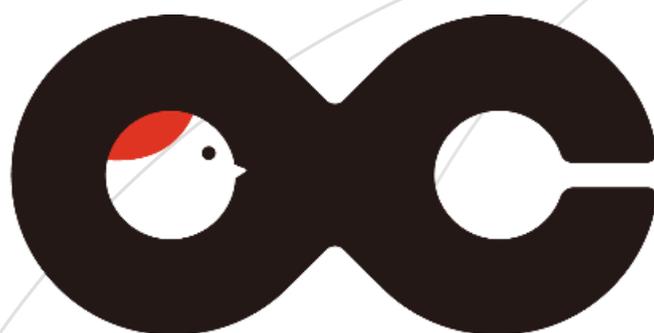


鶴ヶ島市

令和4年度 環境報告書

(案)



ゼロカーボン

TSURUGASHIMA

生活環境課

令和5年11月

目次

はじめに	1
1.本書の位置づけ	1
2.環境基本計画の概要	1
令和4年度取組実績	2
I 計画目標の取組実績	2
1.水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる	3
2.地球環境とすべての生命を守るまちをつくる	6
3.安心して暮らせるまちをつくる	9
4.人の交流の豊かなまちをつくる	14
II 施策の取組実績	17
1.水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる	18
2.地球環境とすべての生命を守るまちをつくる	22
3.安心して暮らせるまちをつくる	29
4.人の交流の豊かなまちをつくる	36
資料	41
1.市の概要	41
(1) 位置及び面積	41
(2) 人口・世帯数の推移	41
(3) 地目別土地面積	42
(4) 都市計画用途地域別面積	42
(5) 自然	42
2.公害等に関わる基準等	44
(1) 大気	44
(2) 水質	45
(3) 騒音・振動	47
(4) 地盤沈下	53
(5) 悪臭	54

はじめに

はじめに

1. 本書の位置づけ

本書は、本市の環境の状況や環境の保全と創造について講じた施策に関する報告書です。

また、各施策は、「第2期鶴ヶ島市環境基本計画」に基づき実施しています。

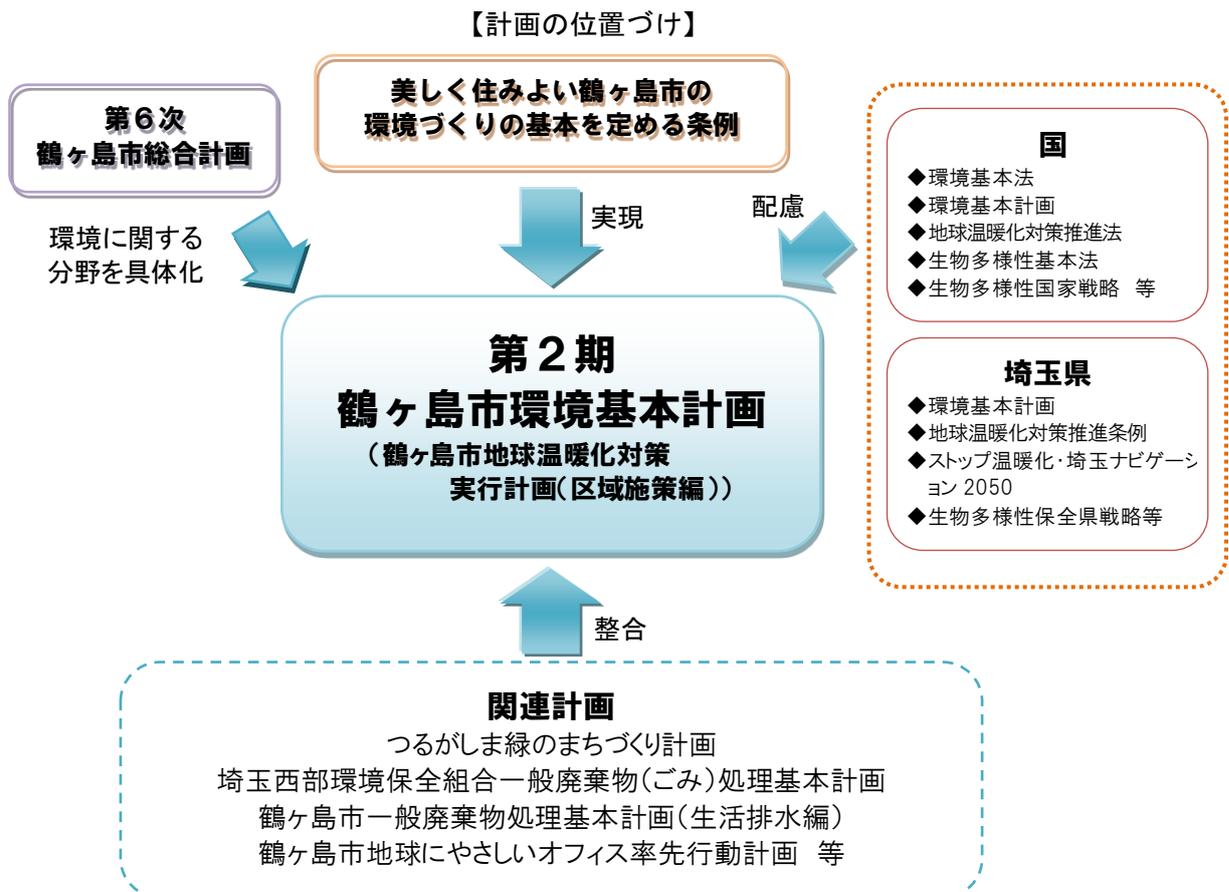
本書は、「美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例」において、毎年発行することとされており、環境審議会では施策の評価・検証を行います。

2. 第2期環境基本計画の概要

平成24年度に策定した「第2期鶴ヶ島市環境基本計画」は、美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例第8条の規定に基づくもので、当時の「第5次鶴ヶ島市総合計画」に掲げる市の将来像を環境面から実現するために、環境の保全と創造についての長期的な目標と施策を定めました。

また、令和元年度に策定された「第6次鶴ヶ島市総合計画」においてもその理念は継承されています。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき、「鶴ヶ島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけています。



令和4年度取組実績

I 計画目標の取組実績

令和4年度取組実績

I 計画目標の取組実績

令和4年度を目標とする計画に対する令和4年度の実績を以下に記します。

計画目標と実績一覧

基本目標	計画目標 (令和4年度)		実績 (令和4年度)
水と緑に育まれた いのち 生命みちあふれる まちをつくる	緑地率	28.0% 71.0 m ² /人	22.3% 56.2 m ² /人
	樹林地面積	67.0ha 9.6 m ² /人	22.7ha 3.2 m ² /人
	都市公園面積	74.0ha 8.0 m ² /人	41.1 ha 5.9 m ² /人
地球環境と すべてのいのちを 守るまちをつくる	二酸化炭素排出量	240,000t-CO ₂	257,991t-CO ₂ (令和2年度)
	市民1人1日当たりのごみ排出量	810g	779g
	「つるバス」、「つるワゴン」の 年間利用者数	359,000人	376,441人
安心して暮らせる まちをつくる	大気環境基準達成		達成
	ダイオキシンの環境基準達成		達成
	河川の水質の環境基準達成	pH	達成
		BOD	一部未達成
		SS	達成
		DO	達成
騒音・振動の環境基準達成		一部未達成	
人の交流の豊かな まちをつくる	環境ボランティア参加者数	45,000人	23,735人
	環境月間・地球温暖化防止月間等の 啓発展示の参加団体数	35団体	19団体

令和4年度取組実績

I 計画目標の取組実績

1. 水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる

1. 水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる

(1) 緑地率

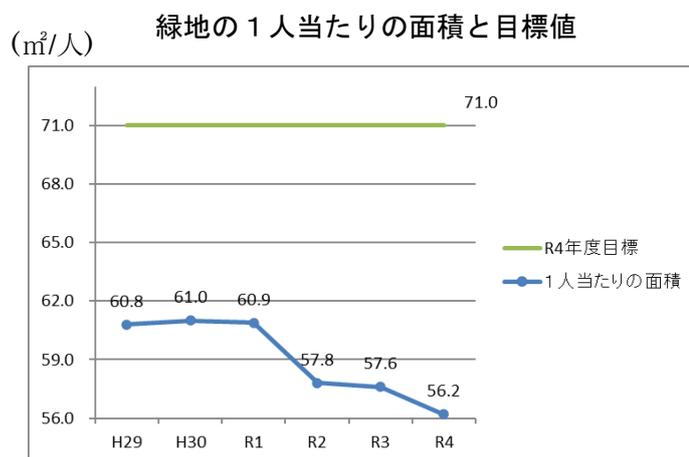
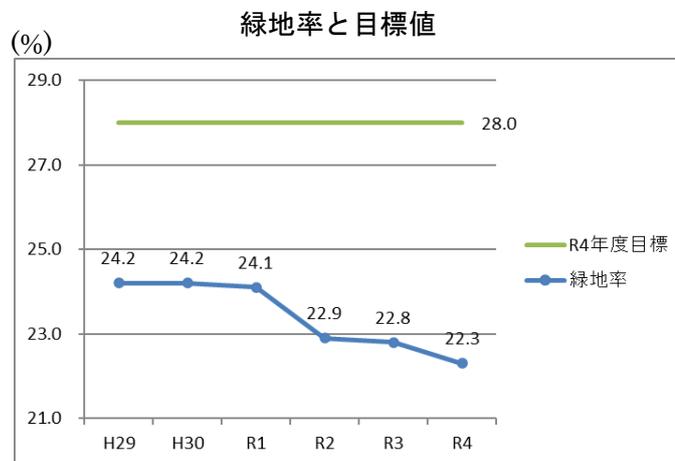
都市計画課

この目標数値は、平成9年度策定「つるがしま緑のまちづくり計画」に基づくもので、都市公園及び法律や条例によって継続的な保全措置が取られている緑を「緑地」としています。緑地には、都市公園、その他の施設緑地（消費者農園・教育施設など）、農業振興地域の農用地、その他の地域制緑地（ふるさとの森・生産緑地など）があります。この「緑地」が市全域に占める割合を「緑地率」と定義しています。

目標値：28.0% 71.0m²/人

実績：22.3% 56.2m²/人

これまでの推移：



評価・課題：

都市公園や法適用、条例による指定等によって永続性や担保性の措置が取られている緑地は令和4年度末現在で393.75ha、緑地率は22.3%と前年度より減少しています。これは、農振農用地が減少したことが主な要因です。今後、緑地の面積を維持していくために、施設緑地を所管する部署との連携や地域別緑地の状況を分析し、緑地率の確保に努めていきます。

(2) 樹林地面積

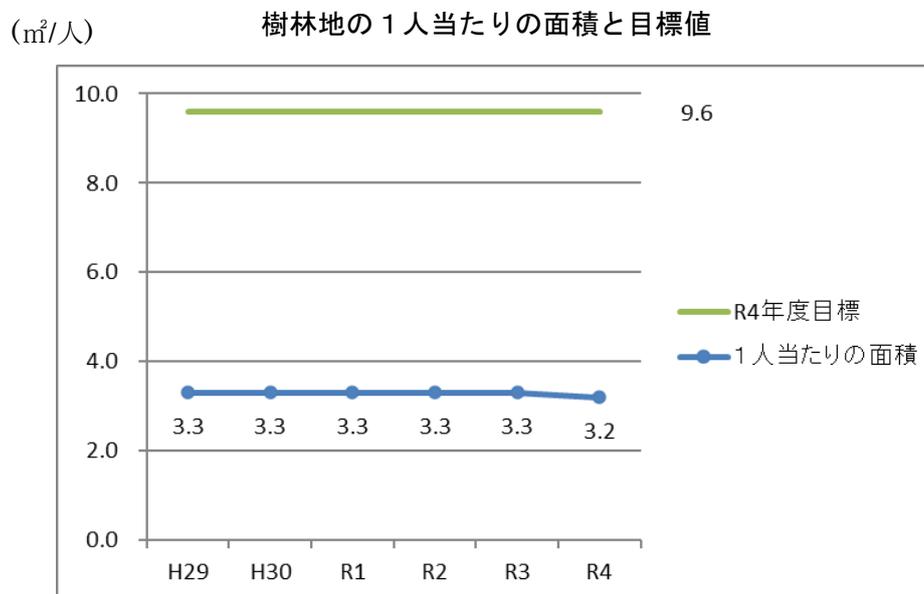
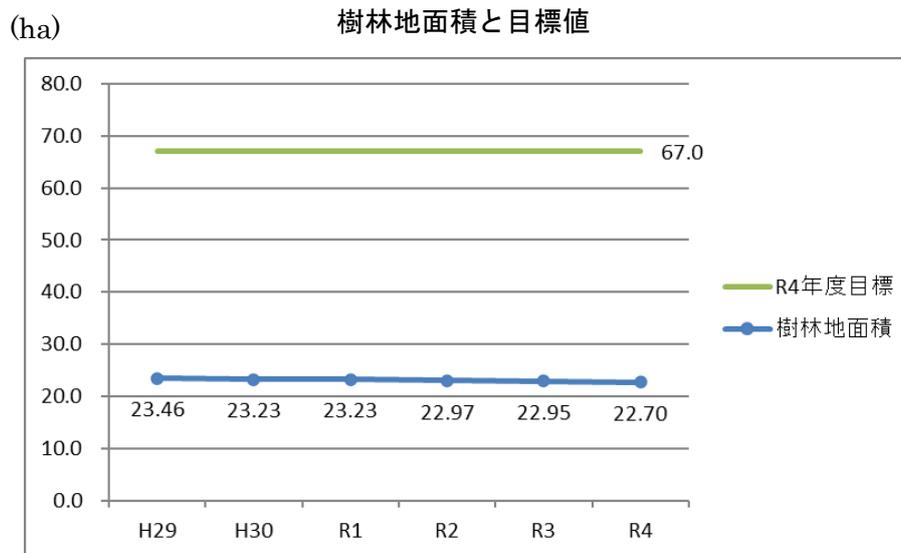
都市計画課

この目標数値は、平成9年度策定「つるがしま緑のまちづくり計画」に基づくもので、樹林地を「市域における雑木林・屋敷林など」と定義しています。なお、数値は「ふるさとの緑の景観地」、「市民の森」制度など、緑を守る施策により指定された樹林地面積に基づくものです。

目標値：67.0ha 9.6㎡/人

実績：22.7ha 3.2㎡/人

これまでの推移：



評価・課題：

樹林地面積は、令和4年度末現在では22.7haと平成28年度から減少しています。今後は「市民の森」の維持管理、内容としては「保全」・「活用」・「高木、老木の対応」についての検討を行っていきます。

(3) 都市公園面積

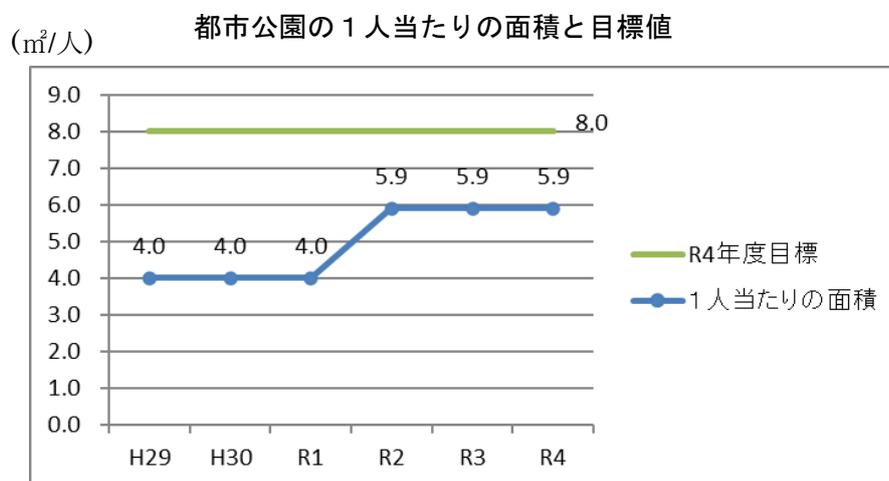
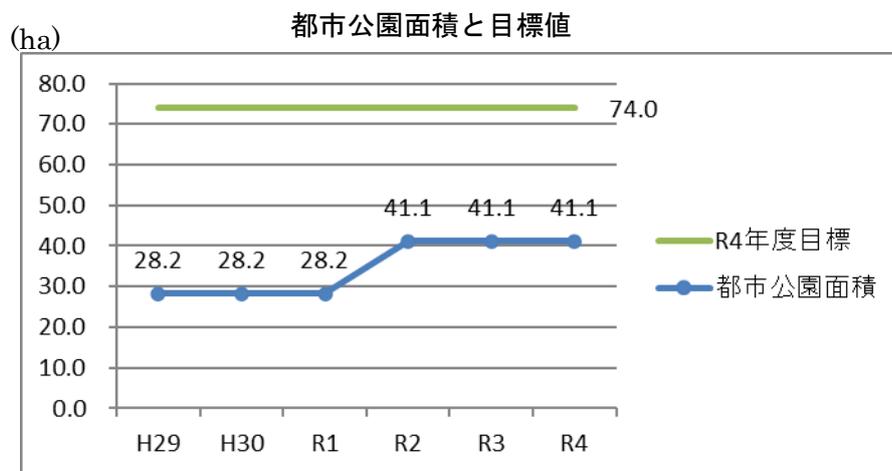
都市計画課

都市公園面積の整備目標数値は、平成9年度策定「つるがしま緑のまちづくり計画」に基づくものです。都市公園は、都市におけるオープンスペースの中心的な存在であり、緑豊かで良好な環境の創出、スポーツをはじめとするレクリエーション活動の場、都市における防災機能など様々な機能を持った重要な役割を果たしています。

目標値：74.0ha 8.0㎡/人

実績：41.1ha 5.9㎡/人

これまでの推移：



評価・課題：

都市公園は、令和3年度末現在で、63箇所、面積41.1ha、市民一人当たりの面積は5.9㎡となっています。

今後は土地区画整理事業によって確保された公園予定地等の整備を進めることが課題です。

令和4年度取組実績

I 計画目標の取組実績

2.地球環境とすべての生命を守るまちをつくる

2. 地球環境とすべての生命を守るまちをつくる

(1) 二酸化炭素排出量

生活環境課

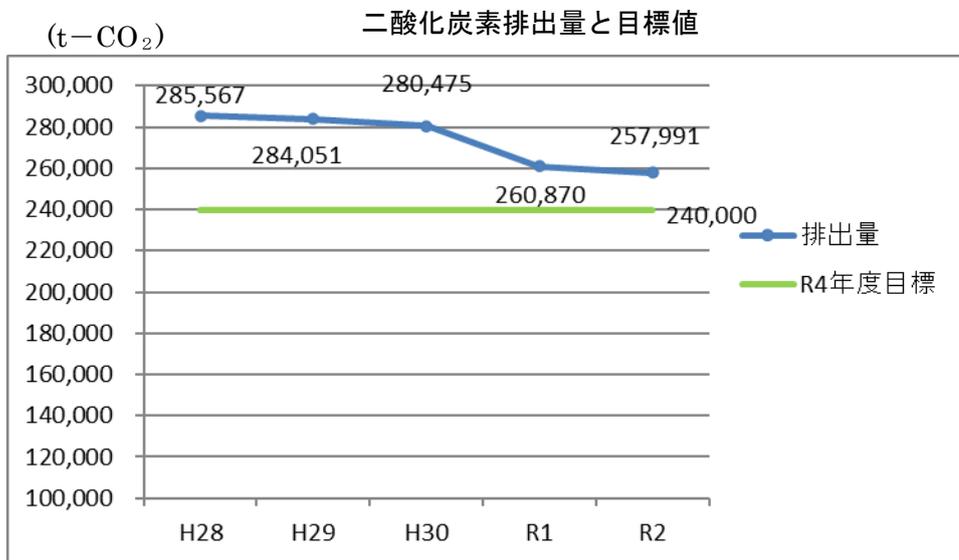
温室効果を持つと言われている二酸化炭素について、市内における排出量の削減を目指します。

※排出量は、これまで、埼玉県が発行する「埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書」の数値を使用してきましたが、令和3年度に埼玉県が算出方法を変更しました。これにより、これまでの数値についても、新たな算出方法による数字が公開されたため、変更しました。下の表はそれを反映したものになります。

目標値：240,000 t-CO₂

実績：257,991 t-CO₂

これまでの推移：



評価・課題：

市では、令和5年3月20日にゼロカーボンシティ宣言を行い、令和4年度に第3期鶴ヶ島市環境基本計画を策定し、2030年度の鶴ヶ島市の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減を上回ることを目指しています。

令和4年度取組実績

I 計画目標の取組実績

2.地球環境とすべての生命を守るまちをつくる

(2) 市民1人1日当たりのごみ排出量

生活環境課

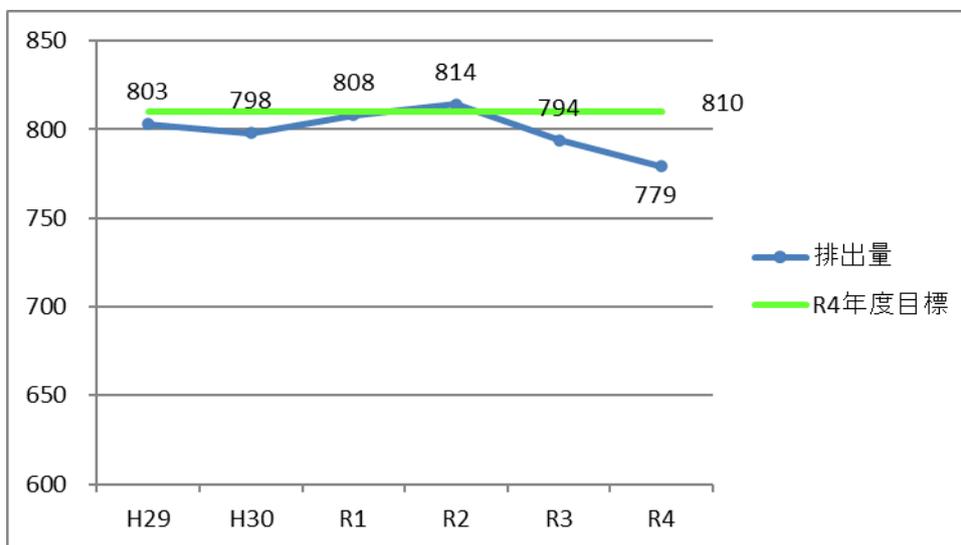
この数値は、市民1人が1日当たり排出する、収集ごみ量（資源ごみを含む）及び直接搬入量、集団資源回収量の合算をあらわすものです。従来から取り組んできたごみの減量の推進、資源分別回収のさらなる周知徹底による資源化・再生化の促進など、市民・事業者・市の連携による積極的な取組を進め、さらにごみの排出量の削減を図ります。また、生ごみ処理器キエーロの販売や生ごみの水切りなどの普及啓発を行い、ごみの減量を図ります。

目標値：810g

実績：779g（速報値）

これまでの推移：

(g)



評価・課題：

令和4年度においては、市民1人1日当たりのごみ排出量は、前年度と比較すると15gの減量となりました。

令和4年度におけるごみ減量に向けた啓発の取組は、正しい分別法の周知、雑誌リサイクルの推進、生ごみの水切りの啓発、食品ロス削減の講演会実施、生ごみ処理器キエーロの販売などを行いました。

今後も、さらなるごみの分別の徹底や、ごみの減量と資源の再利用に向けた5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペアー・リサイクル）の推進を継続して行います。

令和4年度取組実績

I 計画目標の取組実績

2.地球環境とすべての生命を守るまちをつくる

(3) 「つるバス」、「つるワゴン」の年間利用者数

都市計画課

地球温暖化の主な原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を抑制するため、自家用車の利用を極力減らし、身近な交通手段である公共交通機関（つるバス・つるワゴン）の利用を促進します。

目標値：359,000人

実績：376,441人

これまでの推移：



評価・課題：

つるバス・つるワゴンの利用者数は、令和3年度と比べ、約12%の増加となり、過去最多の利用者数となりました。令和4年度は、新型コロナワクチン接種が進んだことや行動規制の緩和等により、利用者が増加したものと考えられます。

今後も、運行環境の変化や利用者のニーズに対応できるよう、利便性の向上に取り組んでいきます。

令和4年度取組実績

I 計画目標の取組実績

3.安心して暮らせるまちをつくる

3.安心して暮らせるまちをつくる

(1) 大気環境基準達成

生活環境課

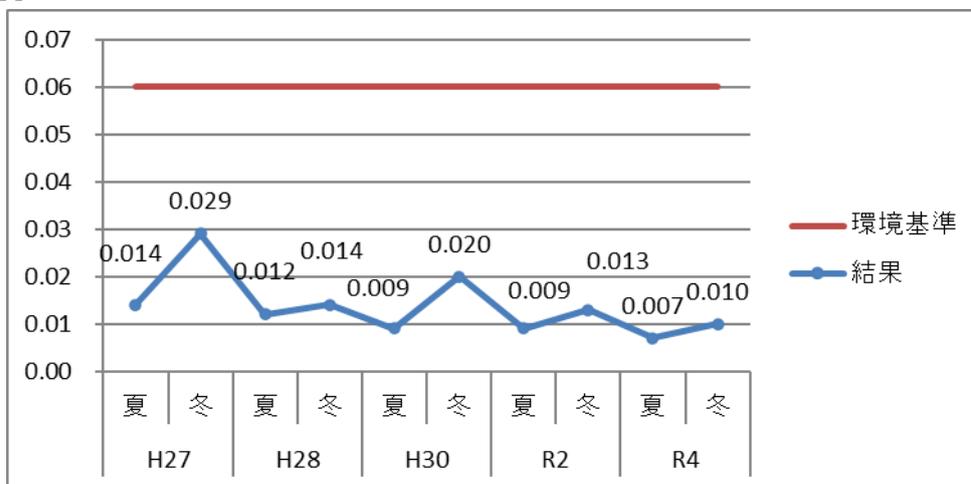
大気中の二酸化窒素を測定しました。なお、二酸化窒素の測定については、自動計測器による計測と簡易測定による計測を行いました。

目標値：二酸化窒素 0.06ppm以下

実績：二酸化窒素 夏季：0.007ppm 冬季：0.010ppm

これまでの推移：

(ppm)



評価・課題：

環境基準を下回っています。

第2期計画期間中の10年間において環境基準の2分の1も超過することもなく、かつ、鶴ヶ島市内で一番二酸化窒素が多いと思われる鶴ヶ島 JCT 付近については県で常時局として測定を行っています。そうしたことを踏まえ、今後は市独自の調査は終了し、県の公表している値を用い、引き続き、監視を継続していきます。

(2) 大気環境基準達成

生活環境課

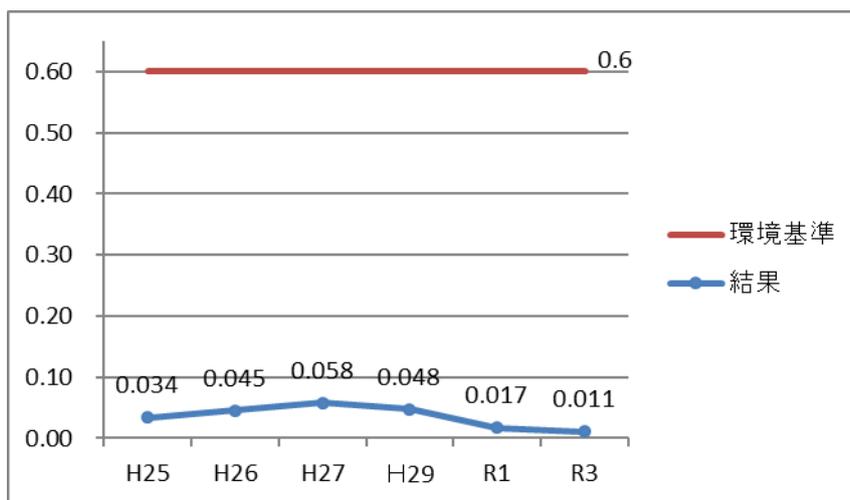
大気中のダイオキシン類の濃度を測定しました。

目標値：0.6 pg-TEQ/m³以下

実績：0.011 pg-TEQ/m³

調査日：令和4年1月11～18日

(pg-TEQ/m³)



評価・課題：

環境基準を下回っています。

第2期計画期間中の10年間において環境基準の10分の1も超過することもなく、かつ、高倉クリーンセンターの稼働が終了しました。近隣の川越市、坂戸市で県が毎年測定を行っています。そうしたことを踏まえ、今後は市独自の調査は終了し、県の公表している値を用い、引き続き、監視を継続していきます。

令和4年度取組実績

I 計画目標の取組実績

3.安心して暮らせるまちをつくる

(3) 土壌（ダイオキシン類）の環境基準達成

生活環境課

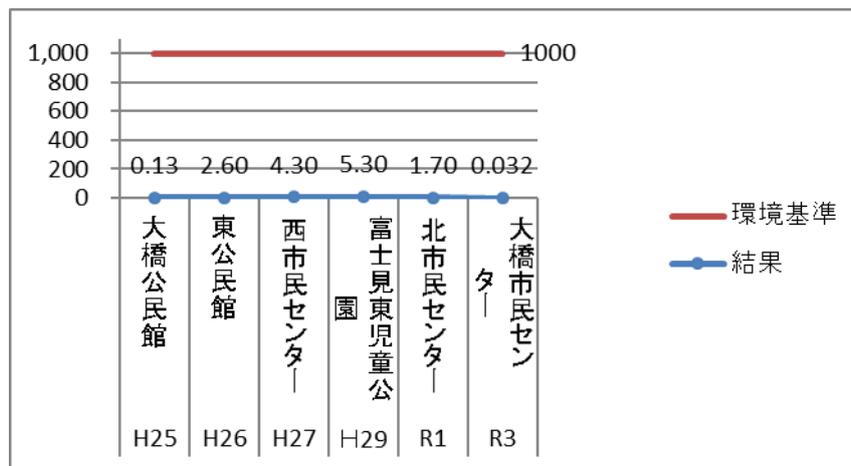
市内の公共施設1地点において、土壌中のダイオキシン類の濃度を測定しました。

目標値：ダイオキシン類 1,000 pg-TEQ/g 以下

実績：0.032 pg-TEQ/g

調査日：令和4年1月13日

(pg-TEQ/g)



評価・課題：

環境基準を下回っています。

第2期計画期間中の10年間において環境基準の100分の1も超過することもなく、かつ、高倉クリーンセンターの稼働が終了しました。近隣の川越市、坂戸市で県が毎年測定を行っています。そうしたことを踏まえ、今後は市独自の調査は終了し、県の公表している値を用い、引き続き、監視を継続していきます。

令和4年度取組実績

I 計画目標の取組実績

3.安心して暮らせるまちをつくる

(4) 河川の水質基準達成

生活環境課

飯盛川・大谷川（5地点）で水質汚濁調査を実施しました。

市内を流れる飯盛川・大谷川については、河川法で規定する河川ではないため、環境基準の類型指定の該当はありません。

そのため、両河川の流出先である越辺川の環境基準である「B類型」に照らし合わせ分析を行っています。

目標値：環境基準の達成

pH	6.5以上8.5以下	BOD	3mg/L以下
SS	25mg/L以下	DO	5mg/L以上

実績：

令和4年6月24日

	飯盛川本流	大谷川本流		大谷川支流		環境基準
	栄橋上	圏央道側道	五味ヶ谷上	大橋市民センター前	広田橋下	
pH	7.3	7.5	7.3	7.0	8.3	6.5~8.5
BOD	1.9	2.4	2.4	5.0	1.4	3以下
SS	25	20	8	7	1	25以下
DO	8.1	5.4	6.0	6.1	13.5	5以上

参考：

令和5年6月19日

	飯盛川本流	大谷川本流		大谷川支流		環境基準
	栄橋上	圏央道側道	五味ヶ谷上	大橋市民センター前	広田橋下	
pH	7.6	7.5	7.4	7.0	7.5	6.5~8.5
BOD	1.1	2.0	1.8	5.2	0.9	3以下
SS	8	29	11	6	1	25以下
DO	7.3	2.2	5.4	3.0	4.2	5以上

※網掛けは仮比較の環境基準不適合

評価・課題：

大谷川支流大橋市民センター前

令和4年度に3年ぶりにBODが超過し、令和5年度も超過しました。それまでは、平成27年度から令和元年度まで継続してBODが超過している地点です。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事業活動の縮小により改善がみられていた可能性があります。

引き続き、合併処理浄化槽の普及など水環境の改善に努めてまいります。

令和4年度取組実績

I 計画目標の取組実績

3.安心して暮らせるまちをつくる

(5) 騒音・振動の環境基準等達成

生活環境課

市内主要道路2地点で自動車交通騒音レベルの調査、2地点で道路交通振動レベルの調査を実施しました。

目標値：騒音 昼：高速国道・国道・県道70db以下 / 市道65db以下
夜：高速国道・国道・県道65db以下 / 市道60db以下
振動 昼：65db 夜：60db

実績：11月21～22日実施

※網掛けは環境基準不適合

No.	場所	時間帯	騒音		振動		
			結果	基準	結果	基準	
1(旧7)	国道407号	脚折町	昼	68	70	46	65
		脚折町	夜	67	65	44	60
高倉		昼	68	70	52	65	
		夜	67	65	50	60	

評価・課題：

No. 1 (旧No. 7) の地点は、過去5年間とも毎年超過しています。

No. 2 (旧No. 8) の地点は、令和元年度、令和3年度は超過はありませんでした。令和2年度に超過があり、2年ぶりの超過となりました。

どちらの地点(夜間)においても環境基準は超過していますが、要請限度は超過していません。

どちらの地点も昼間より夜間の走行速度が早く、また、大型車混入率も高いことが原因と考えられます。

大型車混入率については、No. 1 (旧No. 7) の地点で2時台～4時台で、No. 2 (旧No. 8) の地点で2時台～5時台で6割以上もあります。

これにより夜間の騒音レベルがあまり下がらず環境基準を超過したとみられます。なお、夜間騒音のピークは両地点とも5時～6時でこちらも大型車混入率は5割を超えていました。

令和4年度取組実績

I 計画目標の取組実績

4.人の交流の豊かなまちをつくる

4.人の交流の豊かなまちをつくる

(1) 環境ボランティア参加者数

関係課

本市では、「きれいなまちづくり運動」、「花とみどりのまちづくり推進事業」、「道路・水辺のサポート事業」など、市民・事業者・市が協働し、さまざまな環境保全活動を推進しています。

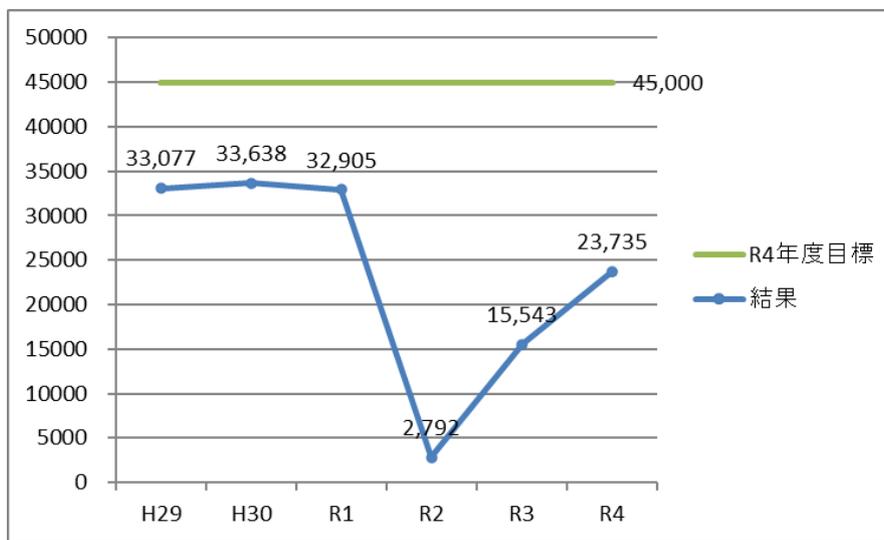
今後、多くの人々がこうした活動に参加し、環境に配慮した実践的な活動につなげていく必要があります。

目標値：45,000人

実績：23,735人

これまでの推移：

(人)



内訳

事業などへの参加者数

活動	所管	人数	合計
きれいなまちづくり運動（推計）	生活環境課	18,492人	23,115人
大谷川クリーン大作戦		54人	
道路・水辺のサポート事業	道路建設課	4,432人	
花とみどりのまちづくり運動	都市計画課	137人	

環境活動団体等登録者数

団体名	所管	人数	合計
エコ鶴市民の会	生活環境課	189人	620人
つるがしま緑のカーテン市民実行委員会			
鶴ヶ島の自然を守る会			
大谷川源流の会			
つるがしま市民情報連絡会			
生活クラブ生協鶴ヶ島支部			
NPO 法人つるがしま里山サポートクラブ	都市計画課	431人	
公園サポート事業登録者数			

令和4年度取組実績

I 計画目標の取組実績

4.人の交流の豊かなまちをつくる

評価・課題

○きれいなまちづくり運動（生活環境課）

前年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、秋期は実施しませんでした。令和4年度は、春期、秋期で実施しました。

春期清掃は、2日間実施し、74団体9,844人が参加し、可燃ごみ11.21トン、不燃ごみ0.15トン、側溝汚泥23.92トンとなりました。

秋期清掃は、2日間実施し、68団体8,648人が参加し、可燃ごみ10.69トン、不燃ごみ0.16トン、側溝汚泥17.49トンとなりました。

今後も効率的な方法を検討し、地域環境の美化のため、市民や自治会、協力団体、企業等の支援を行っていきます。また、地域の活動を通してごみの減量化について広く周知していきます。

○大谷川クリーン大作戦（生活環境課）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度より中止となっていました。令和4年度は3年ぶりに実施しました。藤金地区、五味ヶ谷地区、太田ヶ谷地区の3会場において、9団体54人が参加しました。

○道路・水辺のサポート事業（道路建設課）

平成18年度からスタートした市民ボランティアによる「鶴ヶ島市道路・水辺のサポート」団体等の登録は、令和4年度末現在で13団体、198人となっています。

登録団体は、ボランティア団体、会社、地域グループ、個人等で構成され、平成19年度からは自治会の登録があり、地域ぐるみの活動となっています。

最近では、道路の植樹枠や残地等を利用して花植え等を行っていただける団体が増え、その活動が新たな参加者へのPRとなっています。

また、制度に登録しないで、自発的に美化・清掃活動を行っている個人、企業が見受けられますので、この制度を有効活用してもらえよう努めていきます。

○花とみどりのまちづくり推進事業（都市計画課）

公園等に植えられた花々は来園者の目を楽しませ、花を通じて市民の憩いの場となっています。

○公園サポート制度運営事業（都市計画課）

公園サポート団体による、自主・自発的な公園の清掃、除草、花植え活動により、公園等の良好な維持管理を進めてきました。市民との協働による公園等の管理を進めます。

令和4年度取組実績

I 計画目標の取組実績

4.人の交流の豊かなまちをつくる

(2) 環境月間・地球温暖化防止月間等の啓発展示の参加団体数

生活環境課

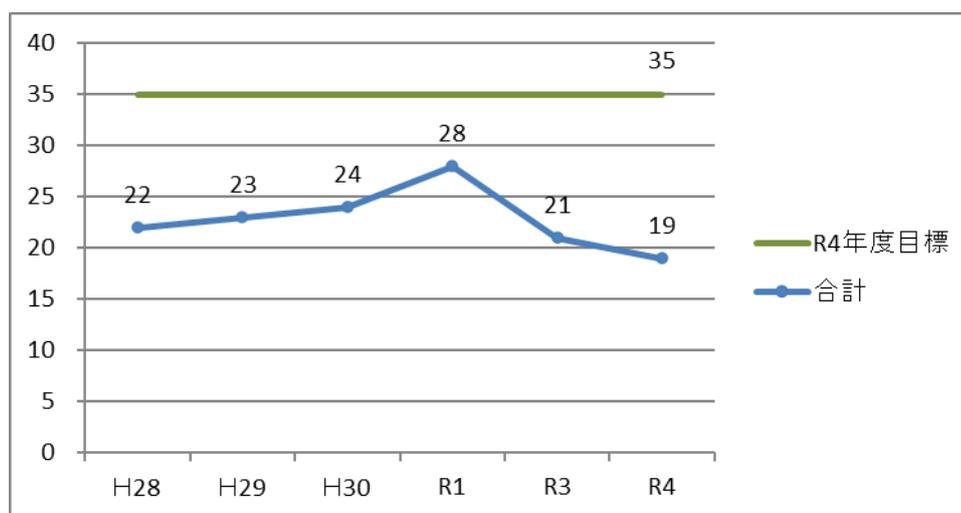
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ソーシャルディスタンスに配慮した展示を行いました。

目標値：35団体

実績：19団体

これまでの推移：

(団体)



評価・課題：

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、啓発展示を中止しました。令和3, 4年度は、展示間隔を広く、ソーシャルディスタンスに配慮した展示を行いました。そのため、参加団体数は通常開催とは異なり減少となりました。

Ⅱ 施策の取組実績

施策体系

基本目標	まちづくりの目標	取組目標
1 水と緑に育 まれた ^{いのち} 生命 みちあふれ るまちをつ くる	1 自然の生態系を守り 次世代へ引き継ぐ	1 水辺の自然を守る
		2 樹林地を守る
		3 自然の生態系を守る
	2 里山の自然を活かした ふるさとをつくる	1 里山の自然を守る
		2 新たなふるさとをつくる
	3 緑の豊かなまちをつくる	1 緑あふれるまちをつくる
2 地球環境と すべての ^{いのち} 生命を守る まちをつく る	1 地球温暖化防止・エネルギ ーの有効活用に努める	1 省エネルギーの取組を推進する
		2 自動車からのCO ₂ 排出量を削減する
		3 再生可能エネルギーの有効活用を図る
	2 資源の循環を推進する	1 ごみの減量化（リデュース・リフューズ）を 推進する
		2 リサイクル・リユース・リペアーを推進する
		3 資源の循環利用を促進する
3 安心して暮 らせるまち をつくる	1 安全で健康な暮らしを 実践するまちをつくる	1 水路の水質改善に努める
		2 大気汚染・騒音・振動等を防止する
		3 放射性物質による環境汚染を防止する
	2 環境問題への広域的な 取組を推進する	1 近隣自治体との連携を推進する
	4 人の交流の 豊かなまち をつくる	1 身近な環境を考える 市民が育つまちをつくる
2 地域環境を守り、創造する		
2 交流・参加の仕組みを つくる		1 個人や団体が参加する仕組みをつくる
		2 人の交流・ネットワークをつくる

1. 水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる

1-1. 自然の生態系を守り次世代へ引き継ぐ

取組目標

- 1.水辺の自然を守る
- 2.樹林地を守る
- 3.自然の生態系を守る

市民の森整備事業（重点施策3 豊かな緑・水辺空間づくりの推進）			
所管	都市計画課	予算額	7,602千円
		決算額	7,258千円
内容	「市民の森」は樹林地の土地所有者と市が市民緑地契約を締結し、市が一定期間その土地を管理して市民に活用してもらう森です。市民の安全性や快適性を確保する目的で、下草刈りや枯れ木などの処理を行います。		
評価 ・ 課題	現在、6か所ある「市民の森」のうち、2か所については、市民団体と土地所有者、市が管理協定を締結し保全活動を行っていますが、その他は市が業務委託し、管理しています。		

アライグマ防除事業																							
所管	生活環境課	予算額	6千円																				
		決算額	6千円																				
内容	埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、計画的な防除対策を実施するため、関係者と連携してアライグマの捕獲に努めます。																						
評価・課題	<p>令和4年度の捕獲頭数は32頭でした。</p> <p>アライグマは北米や中南米が原産で、ペットとして飼われていたものが逃げたり、捨てられたりして国内各地で野生化しているものです。埼玉県内では、野生化したアライグマによる農作物被害や、空き家等にすみつく等の生活被害が平成18年度から発生しています。</p> <p>市内では、平成21年度に初めてアライグマが捕獲されて以来、捕獲数が増加しております。今後も捕獲を継続し、被害の減少に努めます。</p>																						
	<p style="text-align: center;">(頭) 捕獲頭数の推移 (市内と県内) (頭)</p> <table border="1"> <caption>捕獲頭数の推移 (市内と県内)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県内 (頭)</th> <th>市内 (頭)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>5,046</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>5,360</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>7,180</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>8,080</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>9,141</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>10,505</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県内の数値は速報値</p>			年度	県内 (頭)	市内 (頭)	H29	5,046	42	H30	5,360	55	R1	7,180	57	R2	8,080	58	R3	9,141	83	R4	10,505
年度	県内 (頭)	市内 (頭)																					
H29	5,046	42																					
H30	5,360	55																					
R1	7,180	57																					
R2	8,080	58																					
R3	9,141	83																					
R4	10,505	32																					

1-2.里山の自然を活かしたふるさとをつくる

取組目標
1.里山の自然を守る
2.新たなふるさとをつくる

農地維持保全事業			
所管	産業振興課	予算額	794千円
		決算額	738千円
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の有効利用を促進するため、農業法人などによる農地の集積や、遊休農地を活用した市民農園を開設し、耕作放棄地対策を進めます。 ・国・県補助金である多面的機能支払交付金を活用し、農村の景観形成や休耕地の活用を進めます。 		
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の有効利用を促進するため、遊休農地を活用した市民農園を開設し、耕作放棄地対策を進めています。 ◆市民農園の開設 <ul style="list-style-type: none"> 五味ヶ谷農園 81区画 (3,648㎡) 太田ヶ谷農園 80区画 (3,244㎡) 下新田農園 56区画 (2,017㎡) ・農業及び農村の有する多面的機能の維持及び発揮を図るため、地域の共同活動、地域資源の適切な保全を推進している団体に補助金を交付し、飯森川周辺景観の維持保全活動を支援しました。 ◆飯盛川の水路法面補修（木材を利用し景観に配慮した工法） <ul style="list-style-type: none"> 総延長 53m（令和2～5年度整備予定） 		

都市農業活性化事業			
所管	産業振興課	予算額	3,472千円
		決算額	3,394千円
内容	農業施策の方向性を示した「鶴ヶ島市都市農業振興計画」に則り、新たな担い手の確保、鶴ヶ島産農産物の生産促進・消費拡大推進、観光農業推進等の施策を実施し、今後の鶴ヶ島市農業の持続発展を図ります。		
評価・課題	新規就農者への農業指導及び国・県補助金の支給を通じて、新たな担い手の確保に努めました。 また、鶴ヶ島産農産物の生産促進及び地場産農産物の消費拡大を図るため、学校給食での鶴ヶ島産農産物の積極的活用、農産物シールの作成・生産者への配布、市役所朝市を開催しました。 さらに、交通の利便性の良さを活かした観光農業の推進を図るため、市内の若手農業者により設立された「つるがしま観光農園協会」の活動を支援するため補助金を支給しました。		

1-3.緑の豊かなまちをつくる

取組目標

1.緑あふれるまちをつくる

花とみどりのまちづくり推進事業			
所管	都市計画課	予算額	88千円
		決算額	88千円
内容	市民ボランティアの協力を得て、約1,000株の花植えを行い、市民活動の土壌づくりを推進します。		
評価 ・ 課題	公園等に植えられた花々は来園者の方々の目を楽しませ、花を通じての市民の憩いの場となっています。		

公園サポート制度運営経費			
所管	都市計画課	予算額	40千円
		決算額	39千円
内容	市が管理する公園、緑地、広場などにおいて、自主的・自発的に清掃、花植え、緑化等の活動を行い、市民との協働による公園等の管理を進めます。		
評価 ・ 課題	公園サポーターの活動により、定期的に公園等の清掃を実施いただきましたが、団体の高齢化が進んでいる状況です。 今後は手法を変えるなどにより、事業の継続・発展が課題となっています。		

緑を保全する仕組みの検討			
所管	都市計画課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	緑の保全の手法や制度の先進事例の情報収集・研究を行います。		
評価 ・ 課題	引き続き、緑の保全の手法や制度の先進事例の情報収集・研究を行っていきます。		

2. 地球環境とすべての生命を守るまちをつくる

2-1.地球温暖化防止・エネルギーの有効活用に努める

取組目標
1.省エネルギーの取組を推進する
2.自動車からのCO ₂ 排出量を削減する
3.再生可能エネルギーの有効活用を図る

「鶴ヶ島市地球にやさしいオフィス率先行動計画」の実践			
所管	生活環境課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	平成28年度を基準年度とし、市の事務事業に関する二酸化炭素の排出量を12.5%削減、コピー用紙の使用量を11,986,050枚以下とすることを目標とし、市をあげて取り組んでいます。		
評価・課題	<p>二酸化炭素の排出量ですが、令和2年度(6.3%減)、令和3年度(7.5%減)に続き3年連続の減少となりました。また、減少となる施設も大幅に増えました。</p> <p>この計画期間中に発電における二酸化炭素排出係数は、大きく改善しており、当初は使用量 KWh×0.486 の係数で計算してきましたが、現在の当市の電気契約の状況に当てはめると高圧(市役所庁舎)の係数が0.434、低圧(その他の施設)の係数が0.364 となっています。今の係数に当てはめると全体の削減量は、23.6%減となっており、達成していると考えられることも可能です。</p> <p>コピー用紙の使用量については、電子決裁システムの導入により30.0%減と大幅減となりました。今後、本稼働によりさらに削減されていきます。</p>		

緑のカーテン事業(重点施策1 エコライフの拡充による地球温暖化防止)			
所管	生活環境課、各施設	予算額	－円
		決算額	－円
内容	緑のカーテンは「地球温暖化防止」への取組のひとつとして、市役所庁舎、女性センター、富士見市民センター、西市民センター、北市民センターなどで率先して実施するほか、家庭や事業所における積極的な参加を促して、普及拡大を図りました。		
評価・課題	<p>○第7回つるがしま緑のカーテン展覧会・情報交換会</p> <p>つるがしま緑のカーテン市民実行委員会(愛称:みどりかぜ)主催、鶴ヶ島市共催により、緑のカーテンをより多くの市民に関心をもっていただき、広く普及することを目的に実施しました。第7回展覧会では、35件(個人部門20件、団体部門15件)の応募があり、写真の他、緑のカーテンでの収穫物を使った工作物など趣向を凝らした作品が並びました。</p> <p>できた収穫物でへちまたわしを作り、それを使用することでマイクロプラスチックの削減に取り組みました。(富士見市民センター)</p>		

市内公共交通運行事業			
所管	都市計画課	予算額	104,227千円
		決算額	100,650千円
内容	<p>○つるバス・つるワゴンの運行</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度利用者数 376,441人 内訳：つるバス 233,651人 つるワゴン 142,790人 <p>○つるバス・つるワゴンの利用促進に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> バスロケーションシステムの導入 市内公共交通見直し業務の実施 		
評価 ・ 課題	<p>新型コロナワクチン接種が進んだことや行動規制の緩和等により、利用者数は、令和3年度と比べ、約12%の増加となり、過去最多の利用者数となりました。</p> <p>今後も、運行環境の変化や利用者のニーズに対応できるよう、利便性の向上に取り組んでいきます。</p>		

エコドライブの促進等			
所管	資産管理課	予算額	4,131千円
		決算額	2,601千円
内容	<p>公用車の使用にあたり「相乗り推進」や「アイドリングストップ」、「エアコン使用時における適切な温度等の調整」等を促進します。</p> <p>公用車の買い替えは、低排出ガス車・低燃費車を優先して購入します。</p> <p>電気自動車の使用を推進します。</p>		
評価 ・ 課題	<p>「相乗り推進」、「アイドリングストップ」、「エアコン使用時における適切な温度等の調整」などのエコドライブについて、夏季や冬季の省エネルギー対策通知などの機会を捉えて周知に努めました。また、エコドライブを促進するとともに安全運転も促進していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境配慮型公用車を2台購入し、20年弱使用した公用車との入替を行いました。 電気自動車の使用については、稼働率が低いため、使用を促し、稼働率を高めることが課題です。 		

防犯灯維持事業			
所管	道路建設課	予算額	978千円
		決算額	896千円
内容	夜間の安心安全を確保するために設置する防犯灯について、省電力で長寿命であるLED化を推進します。		
評価 ・ 課題	新規設置(LED)5.8W 22基		

市民センター集会室LED照明導入事業			
所管	市民センター	予算額	3,990千円
		決算額	3,899千円
内容	集会室フロア等の蛍光灯及び白熱球をLED照明に交換しました。		
評価 ・ 課題	南市民センター	85個	予算額1,476千円 決算額1,476千円
	北市民センター	60個	予算額1,293千円 決算額1,257千円
	富士見市民センター	68個	予算額1,221千円 決算額1,166千円

太陽光発電システムの利用			
所管	各施設	予算額	－円
		決算額	－円
内容	太陽光発電装置により、施設等で使用する電力の一部を賄い、エネルギーの有効活用に努めました。		
評価 ・ 課題	<p>○道路建設課 若葉駅西口自由通路（発電容量2 kW）で発電した電力を駅構内トイレの照明に使用しています。</p> <p>○都市計画課 鶴ヶ島市運動公園（発電容量3.56 kW）で発電した電力を管理棟で使用しています。</p> <p>○中央図書館 南面屋上に太陽光発電装置（発電容量2.49 kW）を設置し、日中発電した電力を蓄電池に蓄え、夕刻に敷地内の外灯を点灯させる電力に充てています。</p> <p>○学校給食センター 1階の屋根に太陽光発電装置（発電容量10 kW）を設置し、施設内の照明等に使用しています。</p> <p>○富士見保育所 1日あたり約20 kWh／日の発電能力があり、施設内の電力に充てています。</p> <p>○藤中学校 施設内（発電容量10.14 kW）で発電した電力を事務室、保健室及び体育館で使用しています。</p>		

南市民センター空調更新事業			
所管	南市民センター	予算額	33,977千円
		決算額	33,922千円
内容	新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、換気をして十分な室温調整ができる環境を整えるため、空調設備の更新工事を実施しました。		
評価 ・ 課題	南市民センターの（1階）ロビー、集会室、保育室、図書館南分室が工事の範囲で、令和5年1月31日から令和5年7月14日までの工期で実施しました。（繰越明許）		

2-2.資源の循環を推進する

取組目標

- 1.ごみの減量（リデュース・リフューズ）を推進する
- 2.リサイクル・リユース・リペアーを推進する
- 3.資源の循環利用を促進する

ごみの減量と資源化						
所管	生活環境課	予算額	－円			
		決算額	－円			
内容	ごみ減量の啓発として、生ごみの水切りの励行や資源分別回収の周知徹底を行いました。					
評価 ・ 課題	<p>可燃ごみと不燃ごみの市民1人1日当たり排出量は、前年度と比較し11.71g減少しました。</p> <p>コロナ禍による事業活動の自粛により、事業系一般廃棄物の排出量は、前年度と比べて減少しました。</p> <p>また、家庭から出されるごみの量が全体的に減少しました。</p> <p>今後、さらなるごみの分別の徹底や、ごみの減量と資源の再利用に向けた5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペアー・リサイクル）を推進するとともに、普及啓発を継続して行います。</p>					
	<p>新聞紙、コピー用紙、段ボール等を障害者生活介護施設「きいちご」に、月1回、資源として回収し活用してもらいました。（女性センター）</p> <p>図書室の除籍本を図書館の「本のリサイクル市」用に寄付しました。（女性センター）</p>					
1人1日当たりのごみの排出量（事業系一般廃棄物を含む）単位：g						
	H29	H30	R1	R2	R3	R4
可燃ごみ	670.90	668.44	673.50	670.03	656.25	647.92
不燃ごみ	34.18	33.97	35.22	41.57	37.05	33.67
計	705.08	702.41	708.72	711.60	693.30	681.59
<p>（平成28～令和3年度資料：埼玉西部環境保全組合行政報告書）</p> <p>（令和4年度資料：埼玉西部環境保全組合ごみ搬入量等の速報値）</p> <p>※資源物（びん、缶、ペットボトル、その他容器包装プラスチック、紙類、布類）及び集団資源回収量は含まれていません。</p>						

生ごみ処理器キエーロの販売			
所管	生活環境課	予算額	600千円
		決算額	600千円
内容	生ごみ処理器キエーロの販売を行い、環境意識の醸成及びごみの減量化を図りました。		
評価 ・ 課題	30基完売となりました。購入者にアンケートを取ったところ、多くの方が、燃やすごみの日に出すごみの量が減り、環境意識が向上したと回答しました。また、市役所でもキエーロの実践を行い、ホームページで公開しました。		

行政システム管理事業			
所管	情報推進課	予算額	10,762千円
		決算額	8,844千円
内容	公共施設におけるごみの減量の推進 ICカードを活用したプリント認証システムによるミスプリントの抑制を行いました。また、内部情報系システムの導入に伴い、全庁的な電子化が図られ、印刷の抑制が見込まれます。		
評価 ・ 課題	内部情報系システムの導入に伴い、印刷の抑制が見込まれるため、ごみの減量化における成果を測る指標の検討が課題です。		

公共施設におけるごみの減量化の推進			
所管	資産管理課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル消耗品の調査を行い、現在契約している純正消耗品（インクや蛍光灯等）についてもリサイクル製品で対応できるものがあれば、購入を検討しています。 物品購入の際にはグリーン購入法の趣旨を踏まえ、環境配慮型製品の購入を行っています。 コピー用紙（PPC用紙）の使用量削減に向け、印刷する前の再確認（ミスプリントの削減）、両面印刷・Two in Oneの励行等を職員に周知徹底します。 		
評価 ・ 課題	<ul style="list-style-type: none"> 全庁的に共通で使用する消耗品について、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、環境配慮型の製品の購入を行いました。また、鶴ヶ島市グリーン購入に係る基本方針の策定に伴い、今後も購入する物品の選定を適宜行う必要があります。 コピー用紙の購入数について、令和3年度と比較し約19%削減することができました。（参考 PPC用紙A3・A4・B4・B5の購入数 令和3年度4,032箱 令和4年度3,271箱） 		

野菜残菜や落ち葉、給食残菜等の堆肥化			
所管	学校給食センター	予算額	－円
		決算額	－円
内容	学校給食センター内の厨房脱水機で脱水、減量化し、その後、寄居町にある堆肥化工場に運び、約8か月かけ堆肥にします。 堆肥は、学校給食センターに納品され、市内小中学校の菜園などで利用されています。		
評価・課題	資源の循環利用を推進することができました。		

雨水の利用			
所管	各施設	予算額	－円
		決算額	－円
内容	雨水を活用し、資源の循環を推進しました。		
評価・課題	雨水タンクは、第二小、西市民センター、中央図書館で導入されています。 雨水の利用は、雨水タンクでの利用の他、各学校のプールにたまる水を散水に利用する等しています。		

3.安心して暮らせるまちをつくる

3-1.安全で健康な暮らしを実践するまちをつくる

取組目標

- 1.水路の水質改善に努める
- 2.大気汚染・騒音・振動等を防止する
- 3.放射性物質による環境汚染を防止する

典型7公害等に関する相談の受付、情報収集																			
所管	生活環境課	予算額	－円																
		決算額	－円																
内容	典型7公害の相談の受付、情報収集を行いました。																		
評価 課題	<p>【相談件数】</p> <p>典型7公害の相談受付件数</p> <table border="1"> <tr> <td>大気汚染</td> <td>13</td> <td>振動</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>水質汚濁</td> <td>6</td> <td>地盤沈下</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>土壌汚染</td> <td>0</td> <td>悪臭</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>騒音</td> <td>5</td> <td>合計</td> <td>25</td> </tr> </table>			大気汚染	13	振動	0	水質汚濁	6	地盤沈下	0	土壌汚染	0	悪臭	1	騒音	5	合計	25
	大気汚染	13	振動	0															
水質汚濁	6	地盤沈下	0																
土壌汚染	0	悪臭	1																
騒音	5	合計	25																
<p>大気汚染は、野焼きの苦情によるものです。「埼玉県生活環境保全条例」では、ダイオキシン類などの発生を抑制するため、一定の構造基準を満たす焼却炉を使用する場合を除き、野外焼却を原則として禁止しています。</p> <p>しかし、次に掲げる野外焼却は、条例の適用から除外されます。</p> <p>①落ち葉焚きなど、日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの</p> <p>②稲わら焼きなど、農業や林業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却</p> <p>③キャンプファイヤーやどんど焼きなど、風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却</p> <p>条例の適用から除外される場合でも、近隣住民に配慮し、風向き等を考慮して実施するよう呼びかけました。</p> <p>※なお、典型7公害以外では、空き地の雑草の相談が一番多くありました。(59件)</p>																			

水質汚濁調査			
所管	生活環境課	予算額	526千円
		決算額	495千円
内容	飯盛川・大谷川5地点で水質汚濁調査、うち2地点で底生生物による生物学的判定を実施しました。		
	市内を流れる飯盛川・大谷川については、河川法で規定する河川ではないため、環境基準の類型指定の該当はありません。 両河川の流出先である越辺川の環境基準である「B類型」を準用し、分析を行いました。		
評価 ・ 課題	調査結果は、12ページのとおり。		
	生物学的水質判定では、飯森川高倉ビオトープでは「 α -中腐水性水域 (αm)」：かなりきたない水域、大谷川本流・圏央道側道では「 α -中腐水性水域 (αm)」：かなりきたない水域と判定されました。		
今後も、継続的に水質調査を実施するとともに、合併浄化槽の普及促進、各家庭での生活排水対策の实践を啓発するなどの取組を進めます。			

大気環境調査			
所管	生活環境課	予算額	759千円
		決算額	726千円
内容	大気中の窒素酸化物濃度について、15地点で2回調査し、二酸化窒素について環境基準との比較を行いました。		
評価 ・ 課題	調査結果は別表のとおりです。		
	全調査地点で環境基準を達成しています。 窒素酸化物のうち二酸化窒素について環境基準が定められており、その濃度は、工場の煙や自動車の排気ガスに影響されます。本調査においても、関越自動車道、圏央道、富士見工業団地周辺で高くなる傾向が見られました。		
○調査日：夏季7月26～29日 冬季1月23～26日			

別表：【大気汚染調査】

No	地点	測定時期		環境基準
		夏	冬	
1	町屋	0.005	0.006	二酸化窒素 0.06 ppm
2	新町四丁目	0.006	0.007	
3	下新田会館入口	0.006	0.007	
4	高倉第二自治会館	0.007	0.009	
5	鶴ヶ島市役所	0.007	0.009	
6	脚折北部自治会館	0.008	0.010	
7	学校給食センター	0.007	0.013	

8	藤金三区	0.007	0.012
9	松ヶ丘	0.010	0.015
10	環境教育施設	0.006	0.012
11	五味ヶ谷自治会館	0.005	0.010
12	鶴ヶ島下新田郵便局	0.006	0.008
13	下向児童公園	0.007	0.008
14	共同印刷	0.007	0.011
15	高德神社入口	0.006	0.010

騒音・振動調査並びに自動車騒音常時監視業務			
所管	生活環境課	予算額	1, 4 6 5 千円
		決算額	1, 0 8 7 千円
内容	<p>【騒音・振動調査】</p> <p>市内主要幹線道路沿道2地点で騒音調査、うち2地点で振動調査を実施しました。振動には要請限度が定められており、要請限度と比較をしました。</p> <p>【自動車騒音常時監視業務】</p> <p>騒音規制法第18条の規定に基づき、市内の主要幹線道路1区間を対象に実施しました。</p> <p>また、環境省が配付する面的評価システムを用いて評価対象路線の環境基準の把握を行いました。</p>		
評価 ・ 課題	<p>調査結果はp13のとおり。</p> <p>【騒音調査】</p> <p>自動車交通騒音レベルは、夜間を除き、環境基準を達成しています。</p> <p>【振動調査】</p> <p>道路交通振動レベルは、全2地点で要請限度に適合しています。</p> <p>【自動車騒音常時監視業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査日：11月21～22日 調査路線：関越自動車道、一般国道407号線、川越越生線 		

適切な排水処理の推進			
所管	都市計画課	予算額	478,400千円
		決算額	478,400千円
内容	<p>坂戸、鶴ヶ島下水道組合において、広域計画・長期的な計画に基づいて、公共下水道の整備事業を進めています。</p> <p>○下水道普及率の向上 普及率：市内全域人口に対する下水道処理区域内人口の割合 R3年度末 84.8% ↓ R4年度末 84.7%</p> <p>※令和4年度に整備事業は計画的に実施されましたが、下水道処理区域外の人口が増加したため、令和3年度よりも普及率が低下しました。</p>		
評価・課題	引き続き、公共用水域の水質改善のため公共下水道の計画的な整備と水洗化の普及を促進していきます。		

浄化槽設置整備事業補助金			
所管	生活環境課	予算額	7,518千円
		決算額	7,376千円
内容	<p>生活雑排水の放流による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、合併浄化槽設置者（浄化槽整備区域に自己住居用の住宅に10人槽以下の浄化槽を設置する方）に補助金の交付を行いました。</p> <p>補助対象者 10件 (5人槽7基、7人槽3基、10人槽0基)</p>		
評価・課題	<p>合併浄化槽への転換を促進することにより、水質汚濁の原因となる雑排水を適正に処理し、公共用水域の水質汚濁及び土壌汚染の防止に努めました。</p> <p>今後は、さらなる合併浄化槽への転換促進をいかに図るかが課題となっています。</p>		

し尿及び浄化槽汚泥の処理																	
所管	生活環境課	予算額	－円														
		決算額	－円														
内容	市内の家庭、事業所及び公共施設から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町で構成する坂戸地区衛生組合で処理しています。し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者が各家庭から収集し、坂戸地区衛生組合へ搬入しています。																
評価・課題	<p>近年、下水道の普及から、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は減少傾向にあります。</p> <p style="text-align: center;">し尿及び浄化槽汚泥の収集量（単位：k l）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>し尿及び浄化槽汚泥の収集量（単位：k l）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>収集量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>10,189</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>9,628</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>9,801</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>9,225</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>8,899</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>8,405</td> </tr> </tbody> </table>			年度	収集量	H29	10,189	H30	9,628	R1	9,801	R2	9,225	R3	8,899	R4	8,405
年度	収集量																
H29	10,189																
H30	9,628																
R1	9,801																
R2	9,225																
R3	8,899																
R4	8,405																

放射性物質への対応			
所管	生活環境課	予算額	60千円
		決算額	60千円
内容	<p>市内における大気中の放射線量を把握するため、市役所庁舎地内（庭、除染土埋却場所）において定点測定を行いました。</p> <p>また、市民が身近な生活環境の放射線量を把握することができるよう簡易型放射線測定器の貸出を行っています。</p> <p>予算額、決算額については放射線測定器の校正料です。</p>		
評価・課題	<p>市役所庭の測定数値は、0.029 μSv/h前後で安定していました。また、除染土埋却場所の測定数値は、0.035 μSv/h前後で安定していました。</p> <p>簡易型放射線測定器の貸出はありませんでした。</p>		

給食食材の放射能濃度の測定			
所管	学校給食センター	予算額	887千円
		決算額	848千円
内容	児童・生徒たちの内部被ばく防止と保護者の不安を払拭するため、学校給食食材の放射能濃度の測定を行いました。(週3回)		
評価・課題	測定結果は、市のホームページへ掲載しました。 なお、基準値を超過した食材はありませんでした。		

3-2.環境問題への広域的な取組を推進する

取組目標
1.近隣自治体との連携を推進する

一部事務組合における共同処理			
所管	関係課	予算額	一千円
		決算額	一千円
内容	廃棄物処理や資源リサイクル、上・下水道、し尿処理、斎場事業は、一部事務組合において効率的な共同処理に努めます。		
評価 ・ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理 埼玉西部環境保全組合（鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・鳩山町） ・ 上水道 坂戸、鶴ヶ島水道企業団（鶴ヶ島市・坂戸市） ・ 下水道 坂戸、鶴ヶ島下水道組合（鶴ヶ島市・坂戸市） ・ し尿処理 坂戸地区衛生組合（鶴ヶ島市・坂戸市・毛呂山町・越生町・鳩山町） ・ 斎場事業 広域静苑組合（鶴ヶ島市・坂戸市・毛呂山町・越生町・鳩山町） 		

環境事務研究会における研修、情報交換			
所管	生活環境課	予算額	一千円
		決算額	一千円
内容	環境問題の円滑な処理を目的とし、他市町村との連絡や情報交換を行いました。		
評価 ・ 課題	<p>環境事務研究会は典型7公害を中心に各市が公害問題にどのように対応し、解決したか等事例発表をしている場となっています。</p> <p>コロナ禍により、書面での開催となりました。</p> <p>今後も積極的に他市町村との連絡や情報交換を行っていきます。</p>		

4. 人の交流の豊かなまちをつくる

4-1. 身近な環境を考える市民が育つまちをつくる

取組目標

- 1.環境学習の充実を図る
- 2.地域環境を守り、創造する

啓発展示の実施（重点施策2 協働による環境学習の推進）			
所管	生活環境課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	環境問題に対する市民意識の啓発をより一層進めるため、環境月間（6月）や地球温暖化防止月間（12月）に合わせて、「啓発展示」を実施しました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、展示間隔を広く、ソーシャルディスタンスに配慮した展示を行いました。そのため、参加団体数は通常開催とは異なり減少となりました。		
評価 ・ 課題	コロナ禍でもできる啓発活動について検討していきます。		

こどもエコクラブへの支援・連携（重点施策2 協働による環境学習の推進）			
所管	生活環境課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	次世代を担う子どもたちが地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組、活動が展開できるよう、資料等情報の提供を図りました。		
評価 ・ 課題	令和3年度の登録団体数は、4団体でした。 リサイクル活動、野菜の栽培、緑のカーテンづくりなどの活動を通じて環境を学びました。		

小中学校における環境教育体制の整備（重点施策2 協働による環境学習の推進）			
所管	教育センター	予算額	－円
		決算額	－円
内容	<p>○教科 教科（理科・社会科等）の中で環境（地球の環境問題や環境保全等）に関する内容を取り上げています。</p> <p>○体験活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙や缶のリサイクル活動 （鶴一小・鶴二小・新町小・杉下小・長久保小・栄小・藤小・南小・鶴ヶ島中・藤中・富士見中・南中） ・落ち葉などを堆肥にする活動 （鶴一小・杉下小・栄小・藤小・富士見中） ・学校内及び周辺に生息する動植物の観察活動 （鶴一小・鶴二小・新町小・杉下小・長久保小・栄小・藤小・南小・鶴ヶ島中・富士見中・南中） ・地域清掃活動など家庭・地域と連携のある活動 （鶴二小・新町小・栄小・藤小・鶴ヶ島中・藤中・富士見中） ・緑のカーテン・学校ファーム （鶴一小・鶴二小・新町小・杉下小・長久保小・栄小・藤小・富士見中・西中・南中） ・節電・節水の取り組み （鶴一小・鶴二小・新町小・杉下小・長久保小・栄小・藤小・南小・鶴ヶ島中・富士見中） 		
評価・課題	<p>環境問題に対する認識（環境感覚）・知識は、児童・生徒に広まっているとともに深まりつつあります。しかし、自ら課題を見つけ、解決するための方策を自分なりに考え、実践・行動することには、まだ課題が見られます。</p> <p>については、具体的な社会事象を多面的にとらえて、話し合ったり児童・生徒に身近な体験的活動等を取り入れたりして、環境保全へのさらなる関心と、より実践的な行動力を高めていきたいと考えています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年より活動の規模を縮小して行っている学校が多く見られました。今後は、感染症対策を講じた上で、環境教育に係る活動の機会をしっかりと確保していきます。</p>		

不法投棄物処理対策事業			
所管	生活環境課	予算額	449千円
		決算額	271千円
内容	<p>不法投棄防止対策の強化及び不法投棄された処理困難物の処理を行い、環境美化に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄物撤去及び監視パトロール 47回 回収量：可燃物 2.72t、不燃物 0.78t ・廃タイヤ処分 110kg ・廃消火器処分 64本 ・廃家電製品処分 テレビ 510kg、冷蔵庫・洗濯機等 100kg 		
評価	<p>不法投棄物は、その材質や量により投棄された場所の土壌や水質に大きな被害を与えることがあり、時間が経つにつれ、環境への影響が懸念されます。また、これらの撤去には、多額な費用を要することもあります。</p>		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄物の処理困難物については、専門業者に処理を依頼しています。 <p>不法投棄の防止は、「早期発見」、「早期回収」が重要であり、また、その未然防止が大きな課題となっています。このようなことから、不法投棄禁止看板の設置や定期的なパトロールを行い、不法投棄の防止に努めます。</p>		

きれいなまちづくり運動実施事業			
所管	生活環境課	予算額	3,373千円
		決算額	1,529千円
内容	<p>市民団体等による清掃活動の支援をしました。また、自治会管理のごみ集積所にネットを配布し、良好な環境の保持に努めました。</p>		
評価	<ul style="list-style-type: none"> ○春期清掃 74団体（自治会69、団体5） 5月15・22日実施 可燃ごみ11.21t、不燃ごみ0.15t、側溝汚泥23.92t ○秋期清掃 68団体（自治会63、団体5） 10月16・23日実施 可燃ごみ10.69t、不燃ごみ0.16t、側溝汚泥17.49t 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会による道路側溝汚泥清掃（毎月第2日曜日実施） 約1t汚泥回収処理 ○ごみ集積所用ネットの配布 103枚 <p>今後も地域環境の美化のため、市民や自治会、協力団体、企業等の支援を行っていきます。</p>		

道路・水辺のサポート事業			
所管	道路建設課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	市が管理する道路及び水路において、市民と行政が協力して、美化・清掃活動を行います。		
評価 ・ 課題	<p>登録団体は、ボランティア団体、会社、地域グループ、個人等で構成され、平成19年度からは自治会の登録があり、地域ぐるみの活動となっています。</p> <p>最近では、道路の植樹帯や残地等を利用して花植え等を行っていただける団体が増え、その活動が新たな参加者へのPRとなっています。</p> <p>また、制度に登録しないで、自発的に美化・清掃活動を行っている個人、企業が見受けられますので、この制度を有効活用してもらえよう今後も引き続き、道路・水辺の美化（花植え等）・清掃活動や愛護心の啓発に努め、活動状況などを広報紙、市ホームページ等にて紹介し、啓発活動に努めていきます。</p>		

屋外広告物簡易除却事業			
所管	道路建設課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	道路上の電柱、街路樹、ガードレール等に貼られた違法なはり紙、はり札、立看板を市民ボランティア（応募者を対象に講習会を受講後、市長から委嘱を受けた、鶴ヶ島市違反簡易広告物除却推進員）により除却活動を実施しました。		
評価 ・ 課題	<p>鶴ヶ島市違反簡易広告物除却推進員制度を平成17年度にスタートして、10年以上が経過しました。開始当初は、違反広告物が道路上の電柱等に目立って貼られていましたが、市民ボランティア（除却推進員）をはじめ市職員による除却作業により、その数も減少傾向です。以前は多く見られた、青少年に有害なはり紙、立て看板等は激減し、最近是不動産関係のはり札が中心となっています。中には、三角コーンにはり札を付け道路上に置く悪質な行為も見受けられましたので、パトロールを強化し、より迅速な対応を図ります。</p>		

4-2.交流・参加の仕組みをつくる

取組目標

- 1.個人や団体が参加する仕組みをつくる
- 2.人の交流・ネットワークをつくる

環境団体の活動に対する助成			
所管	生活環境課	予算額	70千円
		決算額	70千円
内容	市民自らの手によって、都市宣言の目標とする循環型社会づくりを活動目標として設立された団体「エコ鶴市民の会」に対し、補助金を交付し助成を行っています。 ○エコ鶴市民の会 ・設立年月日 平成4年11月8日 ・会員数 24個人・1団体・1企業（令和5年3月31日現在）		
評価 ・ 課題	令和4年度の主な活動 ・30周年記念事業「キッチンから始めるSDGs」（令和5年1月25日実施） ・資源ごみの活用についての取組（野菜くずの堆肥化） ・市民の会だよりの発行（年2回） ・食品ロス削減に向けた環境啓発用の紙芝居の上映（5回） ・高倉クリーンセンター～ありがとうバザー～（令和4年9月25日実施）		

まちづくりポイントの発行			
所管	地域活動推進課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	環境配慮行動の取組に対してまちづくりポイントを発行することにより、環境配慮行動の普及促進を図りました。		
評価 ・ 課題	市民センターでの施設美化・清掃活動及び緑のカーテン事業の2事業に対してまちづくりポイントを発行しました。		

1.市の概要

資料

1.市の概要

(1) 位置及び面積

鶴ヶ島市は、埼玉県のほぼ中央、都心から約45kmの位置にあり、坂戸市、川越市、日高市に接しています。交通機関としては、関越自動車道・鶴ヶ島IC（インターチェンジ）、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）・圏央鶴ヶ島IC及び東武東上線・鶴ヶ島駅、若葉駅、東武越生線・一本松駅の3駅があり、都心と結ばれています。関越自動車道・鶴ヶ島ICから練馬ICまでは約30km、首都圏中央連絡自動車道・鶴ヶ島JCT（ジャンクション）から八王子JCTまでは約40kmです。また、東武東上線・鶴ヶ島駅から池袋駅までは約40分（急行の場合）となっています。さらに、東武東上線が東京メトロ有楽町線や副都心線、副都心線から東急東横線・横浜高速みなどみらい線に相互直通運転されており、都心・横浜方面へも直結された恵まれた条件がそろっています。

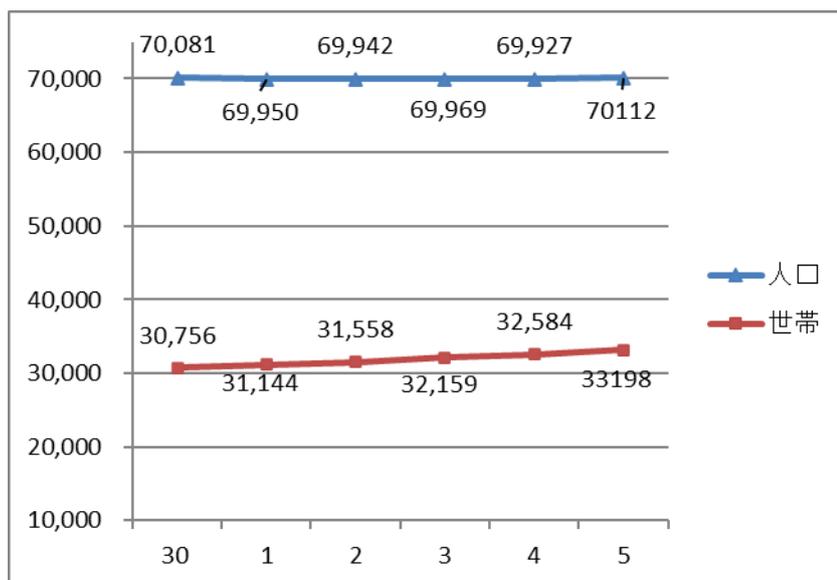
法指定から本市の位置づけを見ると、坂戸都市計画区域に指定されており、坂戸市と一体に整備すべき区域となっています。

また、首都圏整備法における近郊整備地帯に指定されており、無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域として位置づけられています。

経度	緯度	海拔	面積	広さ	
東経 139度23分35秒	北緯 35度56分04秒	40.66m	17.65km ²	東西 約6.9km	南北 約4.9km

※経緯度は、市役所の位置

(2) 人口・世帯数の推移



4.1 現在

1.市の概要

(3) 地目別土地面積

単位：ha

総面積	田	畑	宅地	池・沼	山林	雑種地	その他
1,765.0	3.2	397.0	698.2	0.4	87.2	154.9	424.1

令和4年1月1日現在

(4) 都市計画用途地域別面積

区分		面積 (ha)	割合 (%)
市街化区域	第一種低層住居専用地域	97.2	11.5
	第二種低層住居専用地域	18.1	2.1
	第一種中高層住居専用地域	221.4	26.1
	第二種中高層住居専用地域	86.5	10.2
	第一種住居地域	181.5	21.4
	第二種住居地域	33.0	3.9
	準住居地域	13.3	1.6
	近隣商業地域	5.7	0.7
	商業地域	13.3	1.6
	準工業地域	39.8	4.7
	工業地域	78.3	9.2
	工業専用地域	58.7	7.0
	小計	846.8	47.8
市街化調整区域	用途地域の指定なし	926.2	52.2
	小計	926.2	52.2
合計		1,773.0	100.0

令和3年3月25日現在

(5) 自然

市内には、日光街道杉並木や樹林地など、今なお豊かな自然が残されており、その一部は、埼玉県「ふるさとの緑の景観地」の指定を受けており、また平成11年度より市民緑地制度として「市民の森」を設置しています。

①ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく指定地域

◎ふるさとの緑の景観地

名称	鶴ヶ島市高倉ふるさとの緑の景観地
所在場所	鶴ヶ島市大字高倉 13-1 他
面積	8.7ha
林況	杉、檜等
告示年月日	平成8年12月10日

1.市の概要

②都市緑地法に基づく市民緑地

◎市民の森

名称	第1号太田ヶ谷市民の森
所在場所	鶴ヶ島市大字太田ヶ谷 840-8 他
面積	11,292 m ²
林況	松、コナラ、エゴノキ等
告示年月日	平成12年3月1日

名称	第2号羽折稻荷神社市民の森
所在場所	鶴ヶ島市大字下新田 580-1
面積	6,700 m ²
林況	松、杉等
告示年月日	平成12年10月2日

名称	第4号高德市民の森
所在場所	鶴ヶ島市大字三ツ木 124-1 他
面積	15,791 m ²
林況	杉、檜、竹等
告示年月日	平成14年8月1日

名称	第5号五味ヶ谷市民の森
所在場所	鶴ヶ島市大字五味ヶ谷 202-1 他
面積	6,856 m ²
林況	杉、檜、竹等
告示年月日	平成15年3月27日

名称	第6号高倉うきうき市民の森
所在場所	鶴ヶ島市大字高倉 1000 他
面積	81,272 m ²
林況	クヌギ、コナラ、杉、檜等
告示年月日	平成15年10月30日

名称	第8号藤金市民の森
所在場所	鶴ヶ島市大字藤金 193-1 他
面積	10,631 m ²
林況	クヌギ、コナラ、杉、檜、竹等
告示年月日	平成23年1月27日

2. 公害等に関わる法令、基準等

2. 公害等に関わる基準等

(1) 大気

大気汚染物質の多くは、物質を燃焼する過程で発生します。主な汚染物質には、ばいじん、硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）等があります。

また、二次的に生成される光化学オキシダントは光化学スモッグの原因となります。主な発生源として、工場・事業所からは硫黄酸化物、窒素酸化物等が、また自動車からは窒素酸化物、一酸化炭素等が排出されます。

なお、大気の汚染に係る環境基準については、「環境基本法第16条」の規定に基づき、人の健康の保護、及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準が定められています。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

2.公害等に関わる法令、基準等

(2) 水質

水質汚濁とは、工場、事業所や家庭から排出される汚水によって、河川や湖沼の水質が悪化することをいいます。河川や湖沼は、自ら水の汚れをきれいにする働きをもっていますが、汚れの量が限度を超えると汚濁が進みます。

水質汚濁の主な原因としては、各家庭からの炊事、洗濯、入浴など、人の生活にともない排出される生活雑排水が挙げられ、これらの影響が最も大きいといわれています。

なお、水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）について定められています。

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

2.公害等に関わる法令、基準等

②生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

類型	利用目的の 適応性 ※	基準値 ※日間平均値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CPU /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CPU /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CPU /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びE以下の欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2mg/L以上	—

※	自然環境保全	自然探勝等の環境保全
水道	1級	ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
	2級	沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
	3級	前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
水産	1級	ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
	2級	サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
	3級	コイ、フナ等、β・中腐水性水域の水産生物用
工業用水	1級	沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
	2級	薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
	3級	特殊の浄水操作を行うもの
環境保全	国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度	

2.公害等に関わる法令、基準等

(3) 騒音・振動

環境基本法に基づき、「騒音に係る環境基準」（交通騒音を含む）、「航空機騒音に係る環境基準」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が定められています。また、建設工事や工場・事業所などから発生する騒音については、騒音規制法や埼玉県生活環境保全条例により規制基準が定められています。

振動は、騒音や悪臭と同様に感覚公害といわれ、物的被害を生じることもありますが、一般的には心理的、精神的な影響が主体です。

①騒音・振動に係る規制基準

① - 1 特定工場等及び指定騒音工場等において発生する騒音の規制基準

区域区分		時間の区分		
		昼間 8:00～19:00	朝 6:00～ 8:00 夕 19:00～22:00	夜間 22:00～ 翌日の 6:00
1 種	第一種低層住居専用地域	50 デシベル 以下	45 デシベル 以下	45 デシベル 以下
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
2 種	第一種住居地域	55 デシベル 以下	50 デシベル 以下	45 デシベル 以下
	第二種住居地域			
	準住居地域			
	用途地域の指定のない地域			
3 種	近隣商業地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下
	商業地域			
	準工業地域			
4 種	工業地域	70 デシベル 以下	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下
	工業専用地域			

※ 第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベル減じた値とする。

① - 2 特定工場等及び指定振動工場等において発生する振動の規制基準

区域区分		時間の区分	
		昼間 8:00～19:00 まで	夜間 19:00～翌日の 8:00 まで
1 種	下記（2種）以外の地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
2 種	近隣商業地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

2.公害等に関わる法令、基準等

① - 3 特定建設作業において発生する騒音・振動の規制基準

特定建設作業（騒音）の種類…くい打機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機等

特定建設作業（振動）の種類…くい打機、鋼球、舗装版破碎機、ブレーカー等

項目	区域区分 ※	騒音	振動
基準値	1号・2号	85 デシベル	75 デシベル
作業禁止時間	1号	午後7時～翌日の午前7時	午後7時～翌日の午前7時
	2号	午後10時～翌日の午前6時	午後10時～翌日の午前6時
最大作業時間	1号	10時間/日	10時間/日
	2号	14時間/日	14時間/日
最大作業日数	1号・2号	連続6日	連続6日
作業禁止日	1号・2号	日曜・休日	日曜・休日

※区域区分

1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、用途地域の指定のない地域、準工業地域、上記の区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね80m以内の区域
2号区域	工業地域、工業専用地域

① - 4 深夜営業騒音の規制基準

区域区分	対象営業	時間の区分	
		22:00～ 翌日の6:00	23:00～ 翌日の6:00
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	飲食店 喫茶店 ボーリング場 バレーボールセンター ゴルフ練習場 小売店 (店舗面積 500㎡以上) 公衆浴場 (保養を目的とするもの)	45 デシベル	音響機器の使用禁止 ただし、音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合を除く。
近隣商業地域 準工業地域		50 デシベル	対象機器 カラオケ装置 ステレオセット その他の音響機器 拡声装置 録音・再生装置 有線ラジオ放送装置 (受信装置に限る) 楽器
商業地域 工業地域 工業専用地域		50 デシベル	

2.公害等に関わる法令、基準等

① - 5屋外作業場における作業騒音の規制基準

区域区分		時間の区分		
		昼間 8:00~19:00	朝 6:00~ 8:00 夕 19:00~22:00	夜間 22:00~ 翌日の 6:00
1 種	第一種低層住居専用地域	50 デシベル 以下	45 デシベル 以下	45 デシベル 以下
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
2 種	第一種住居地域	55 デシベル 以下	50 デシベル 以下	45 デシベル 以下
	第二種住居地域			
	準住居地域			
	用途地域の指定のない地域			
3 種	近隣商業地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下
	商業地域			
	準工業地域			
4 種	工業地域	70 デシベル 以下	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下
	工業専用地域			

※屋外作業場…

- 1 廃棄物、原材料等を保管するためにもうけられた場所（150㎡以上であるもの）
- 2 自動車駐車場（20台以上駐車できるもの）
- 3 トラクターミナル

① - 6屋外作業場における作業振動の規制基準

区域区分		時間の区分	
		8:00~19:00	19:00~翌日の 8:00
1 種	第一種低層住居専用地域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の指定のない地域		
2 種	近隣商業地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

2.公害等に関わる法令、基準等

②騒音に係る環境基準

② - 1 一般地域の環境基準

地域の類型 ※	時間の区分	
	昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~翌日の6:00
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

※工業専用地域については適用されない。

② - 2 道路に面する地域の環境基準

地域の類型 ※	時間の区分	
	昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~翌日の6:00
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域、用途地域の指定のない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

② - 3 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

区分	時間の区分	
	昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~翌日の6:00
屋外	70 デシベル以下	65 デシベル以下
窓を閉めた屋内	45 デシベル以下	40 デシベル以下

- ※1. 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
2. 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。
3. 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

2.公害等に関わる法令、基準等

③騒音・振動に係る要請限度

③ - 1 自動車交通騒音に係る要請限度

区域の区分 ※	時間の区分	
	昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~翌日の6:00
A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び C区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

③ - 2 幹線交通を担う道路に近接する空間における要請限度（特例）

昼間	夜間
75 デシベル	70 デシベル

※

1 地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域、用途地域の指定のない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

- 2 車線とは、1縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するため、必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 3 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
- 4 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの範囲をいう。
- 5 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1号に掲げる地域を、「用途地域の指定のない地域」とは、同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域をいう。

2.公害等に関わる法令、基準等

③ - 3 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 8 : 00 ~ 19 : 00	夜間 19 : 00 ~ 翌日の 8 : 00
第 1 種 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域	65 デシベル	60 デシベル
	第 2 種 区域	近隣商業地域・商業地域 準工業地域・工業地域	70 デシベル

2.公害等に関わる法令、基準等

(4) 地盤沈下

地盤沈下は、地盤が広範囲に徐々に沈んでいく現象であるため、大気汚染や水質汚濁などの公害とは異なり、感覚的にとらえにくい公害です。主な特徴は、被害の進行が非常にゆっくりで、被害が大きくなるまで認識されにくく、また、いったん沈下した地盤は、自然に元の高さまで復元することはありません。

県では、地盤沈下の実態を把握するため、調査を実施しています。地盤沈下は、地下水の過剰揚水が主な原因であるため、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、地下水の採取規制を行っています。また、地下水を日量50m³以上採取している工場・事業所を対象に、水の循環使用や再利用などの水使用の合理化指導も実施しています。

①法令による規制

法令名	規制される用途	規制内容	許可基準
工業用水法	《工業用水》 製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に用いるもの。	左の用途に井戸から汲み上げた地下水を使用する場合は、知事の許可を必要とします。	①ストレーナーの位置が650m以深であること。(ただし工業用水法に限り、川口市、蕨市、戸田市の東北本線西側は550m以深)
建築物用地下水の採取の規制に関する法律 (ビル用水法)	《建築物用水》 冷房用設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、浴室面積合計150m ² を超える公衆浴場に用いるもの。	ただし、揚水機の吐出口断面積の合計(1事業所・工場内の揚水機の合計)が6cm ² 以下の場合は除きます。	②揚水機の吐出口断面積が21cm ² 以下であること。

②埼玉県生活環境保全条例による規制

規制地域	規制方法	規制内容	許可・届出基準
第1種 指定地域	許可制	揚水機の吐出口断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計)が6cm ² を超える揚水施設の利用者は、地下水の採取又は揚水施設の構造の変更には知事の許可を受けなければなりません。	①ストレーナーの位置が650m以深であること。 かつ ②揚水機の吐出口の断面積が21cm ² 以下であること。
	届出制	揚水機の吐出口の断面積が6cm ² 以下の揚水施設の利用者は、地下水の採取又は揚水施設の構造の変更をしようとする30日前までに知事に届出しなければなりません。	①モーターの定格出力は2.2kw以下であること。 かつ ②地下水の採取量を1日当たり最大50m ³ 以下とすること。
第2種 指定地域	届出制	揚水機の吐出口の断面積が6cm ² を超える揚水施設の利用者は、地下水の採取又は揚水施設の構造の変更をしようとする30日前までに知事に届出しなければなりません。	揚水機の吐出口の断面積が21cm ² 以下であること。

※ 鶴ヶ島市は、第1種指定地域の規制が適用されます。

※ 非常災害等公益上の目的、農業用及び水産養殖業には特例があります。

2.公害等に関わる法令、基準等

(5) 悪臭

悪臭は、悪臭防止法に基づき、規制されています。

悪臭防止法では、特定悪臭物質による物質濃度規制と臭気指数による規制方式があり、鶴ヶ島市は、平成18年10月1日に物質濃度規制から臭気指数による規制に変更となりました。

これは、においを無臭空気で薄めていき、においが感じられなくなったときの希釈倍率（これを臭気濃度といいます）を求め、その常用対数に10を乗じた数値である臭気指数で判定する方法です。この測定方法では、原則6人の人が実際に自分の鼻で行い、臭気判定士（国家資格）を持った人の監督のもとに行われますので、精度は十分に確保されます。

この測定方法の特徴としては、物質濃度規制では規制されなかった多様な「におい」の物質ばかりでなく、複合臭（複数の物質が混ざり合ったにおい）への対応も可能となります。

また、においの程度がイメージしやすく、悪臭に対する被害感覚と一致しやすいことが特徴です。

規制基準の設定にあたっては、においの強さを0の「無臭」から5の「強烈なにおい」まで6段階にわけて表示した「6段階臭気強度表示法」を基に臭気強度、2.5から3.5に相当する臭気指数を敷地境界線における基準の範囲として地域の自然的、社会的条件を考慮して定めるとされています。

また、臭気指数による規制基準の設定にあたっては、従来の物質濃度規制基準との整合を図ることとし、物質濃度規制基準と同様の臭気強度に対応する臭気指数の範囲を設定することを基本としています。

鶴ヶ島市に適用される悪臭規制基準値

地域の区分	臭気指数
下記以外の区域	15
農業振興地域	18
工業地域 工業専用地域	18

※ 臭気指数=10×Log₁₀（臭気濃度）

臭気濃度とは、人間の感覚で臭気を感じることができなくなるまで希釈した場合の倍数。例えば、100倍に無臭空気で希釈したときに臭気を感じなかった場合には、臭気濃度100の臭気という。

鶴ヶ島市 令和4年度 環境報告書

編集：鶴ヶ島市市民生活部生活環境課

〒350-2292

埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木 16 番地 1

Tel 049-271-1111

Fax 049-271-1190

